

令和8年度ひょうごケア・アシスタント推進事業 プロポーザル公募実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度ひょうごケア・アシスタント推進事業の委託事業者選定に係るプロポーザル審査（以下「プロポーザル」という。）を実施するにあたり、業務の公平性及び良質な提案を確保し、業務を効果的かつ円滑に遂行するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(公募要領の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した公募要領を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルの応募の手続きに関すること。
- (4) 実施する業務内容に関すること。
- (5) 公募要領の内容についての質疑の手続きに関すること。
- (6) 応募に関する図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取り扱い方法等に関すること。
- (7) 応募に要する費用に関すること。
- (8) 契約予定者の選定の方法及び発表に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して20日以上の期間を設けるものとする。

(説明会の開催)

第5条 県は、必要があるときは、プロポーザルの募集を開始した後に、説明会を開催することができる。

(質疑の通知)

第6条 県は第3条第5号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第7条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募図書は非公開とする。ただし、県は、応募図書の内容について公表の必要があると認める場合は、応募者の了解を得て、その全部又は一部を公表することができる。
- 4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第9条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、契約予定者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第10条 県は、前条の規程による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第11条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県福祉部高齢政策課が所掌するものとする。
(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は、兵庫県福祉部高齢政策課が別に定める。

付則

この要領は令和8年2月12日から施行する。